

中野市買物弱者支援事業

1 事業の趣旨

店舗のない地域で移動手段を持たない高齢者など、日常の買い物に困難を感じている方のために、生活必需品の移動販売を行う方を支援する事業です。

2 定義

- ① 生活必需品 生鮮三品（青果、精肉及び鮮魚）を含む食料品その他日常生活に必要な物品のこと。
- ② 移動販売車 冷蔵庫等商品を販売するための設備を備えた自動車のこと。
- ③ 移動販売 移動販売車により個々の住居を訪問し、又は市内を巡回して、生活必需品を販売すること。

3 事業概要

- ① 補助対象者 市内に住所を有する者又は市内で事業を営んでいる者
- ② 補助要件
 - ・ 豊田地域で原則週 2 日以上定期的に移動販売を実施すること。
 - ・ 5 年以上継続して移動販売を行うこと。
 - ・ 高齢者の見守り活動を行うこと。

③ 補助対象経費と額

補助対象経費	限度額
移動販売車の購入に要する経費 (改造に要する経費を含む)	360 万円/台
移動販売車のリースに要する経費	120 万円/年

- ④ 状況報告 事業の効果を把握するため、市は、補助対象者に販売実績等について状況報告を求めることとし、補助対象者はこれに応じること。

令和 3 年 8 月から 9 月末まで移動販売実施希望者を募集し、令和 3 年 10 月 21 日の審査会の結果、株式会社メイプルに決定しました。

令和 4 年 3 月運行の予定で、現在準備中です。